

第 114 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 2 年 10 月 6 日（火） 10：17～15：06

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、小早川光郎構成員、勢一智子構成員
〔政府〕 宮地俊明内閣府地方分権改革推進室室長、加藤主税内閣府地方分権改革推進室参事官、水本圭祐内閣府地方分権改革推進室参事官、近藤貴幸内閣府地方分権改革推進室参事官、末永洋之内閣府地方分権改革推進室参事官、多田治樹内閣府地方分権改革推進室参事官
※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

令和 2 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 20：農用地区域からの除外に係る 8 年要件の起算点の見直し（農林水産省）>

（高橋部会長）提案団体に対しては明確に満たしているという判断を示していただけるということでしょうか。

（農林水産省）然り。

（高橋部会長）これで全部読めるのか。資料の 1-2 の 1 ページに書いてあるのがガイドライン案ということか。

（農林水産省）然り。

（高橋部会長）この場合においては、国が、その旨を公表するというので、具体の確認をすることになるのか。

（農林水産省）然り。

（大橋部会長代理）確認だが、客観的な指標が必要だということなので、1 つのメルクマールとして負担金の支払いというようなものがあつたときには、部分完了したことをきちんと認めるということを、この局長通知であるガイドラインで示していただいて、このような取扱いは、これから実施するというのではなくて、提案団体の場合であれば平成 22 年の 4 月 1 日を起算点とするなど、遡って取り扱うことでしょうか。

（農林水産省）然り。アンバランスになったら困るので、遡ってやるということである。

（高橋部会長）事務局、それでよいのか。

（近藤参事官）先ほど説明の中で、令和 2 年度中と、説明あつたのかなと。回答は令和 2 年中だったので、その点だけ確認したい。

（農林水産省）ほかの案件でガイドラインを直さなくてはいけないものがあるかどうかを整理した上で、令和 2 年中には確実に施行する。

（近藤参事官）承知した。

（高橋部会長）引き続き、よろしくお願ひしたい。

<通番 3：幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し（内閣府、文部科学省、厚生労働省）>

（高橋部会長）幼稚園の面積基準を含めた設置基準については、大綱的な基準であり、特別の事情があり、かつ教育上支障がない場合については弾力的な取扱いをしていると文部科学省は通知している。そうすると、幼保連携型認定こども園の基準は従うべき基準であるが、今回提案があつた園庭の基準など幼稚園機能部分の基準については、幼稚園の設置基準と同様に、もともと大綱的、弾力的な性格のものなのではないか。

（文部科学省）幼稚園の設置基準自体が、ある程度弾力的、大綱的な性質のものということで、2 点、説明を申し上げさせていただきたい。

1 点目は、設置基準の中に、例えば、保育室、遊戯室は、特別の事情があれば兼ねてよいと書いているものがあるが、設置基準の中の個別の条文にそれぞれ定めている事項について、少し弾力的に、明示的に書いているというものがある。

小学校等の運動場については明示的に記載されていないが、概括的に、特別の事情があり教育上及び安全上支障がない場合は少し弾力的に扱うという趣旨の規定もあるところ、幼稚園の園庭については、教育上、安全

上の支障がない場合というところがどうかということが観点になる。

教育上の観点では、園庭を公園等で代替できるかについては、他の利用者もいることから、継続的に子供たちが自分の場所として活動するのにはなじまないという点で支障がある。安全上の観点からは、公園の状況にもよるが、遊具の大きさや内容などが、3歳から5歳等のニーズに合っているのかという点がある。この両方の観点から設置基準は全体として一定程度弾力的なものでありながらも、園庭部分の基準を弾力的とするのは難しいと考えている。

(大橋部会長代理) 今の点、繰り返しとなるが、そもそも文部科学省からの通知は、平成25年3月12日に出された閣議決定で、学校教育法第3条の学校の設置基準については弾力的、大綱的な規定であるという考え方が示されたことを踏まえて出されたものと認識している。こうした考え方を踏まえて、教育機関である幼稚園、小学校、中学校、高等学校の設置基準については押し並べて弾力的な扱いを行うことになっており、例えば、小学校の設置基準を見ると、第8条で運動場の面積基準について規定しているが、ただし書きが置かれていて、地域の実態や特別の事情等を考慮した上で弾力化する内容となっている。今回の提案は、まさに地域的な実情ということで出ている要請であり、これは、今述べた一連の閣議決定等からの考え方からすれば適合する内容で、極めて合理的なものである。

今まで幼保連携型認定こども園は教育機関だから基準の緩和はできないという説明をずっと聞いてきたが、法令が弾力的、大綱的という立場を取っており、その枠の中で解釈を行えば、運動場の面積基準についての弾力化を小学校と同じように幼稚園についても認めるべきであり、それを幼保連携型認定こども園に及ぼすということが今回の提案で問われている。その答えとしては、今の答えでは回答にはなっていないと思うがいかがか。

(文部科学省) 今回の提案は、幼保連携型認定こども園の園庭の基準に関する提案と認識している。

御指摘の平成25年通知は、設置基準というものの性質として、必要最低限の基準を大枠で示しており、一定の場合、具体的には、特別の事情があり、かつ、教育上の支障がない等の場合には弾力的な定めとしていることを示したもの。恐らく当時の協議を踏まえて、今申し上げたような通知の書きぶりになっている。

その中で、この平成25年のときにも、幼稚園については今の規定のままになっているが、留意すべき点は、ほかの学校施設のところについても当時のままの規定となっているという点である。

幼稚園の園庭に関する基準についても小学校の運動場に関する基準と同様に弾力化できるのではないかという提案だが、やはり我々としては、園庭については幼稚園教育の非常に本質的なところであり、大事に考えている。ただ一方、先ほど内閣府からも説明があったように、教育上支障がない範囲で一時的な弾力的運用ということもできる限り検討しているところであり、御理解をいただきたい。

(高橋部会長) ある程度弾力化されているというのは、理解した。

ただ、それに加えて、特殊な事情があるときの弾力化というのを、ぜひ検討いただきたい。先ほどの説明で、例えば、継続的な工作物を園庭に数日間置いておかなければいけないといった具体的な説明があり、そういう必要もあるのではないかということとは理解した。しかし、提案は園庭をゼロにしろというものではなく、足りない部分を補うという方向で検討いただきたいという話である。ぜひもう少し柔軟化の方向について検討いただきたいが、そこはいかがか。

例えば、幼稚園から認定こども園に移行するための期間や、土地の確保をするためにある程度必要な期間を暫定的に認めるなど、建替えだけではなく、もう少し踏み込んだ弾力化を考えていただきたいが、そこはいかがか。

(内閣府) 認定こども園については、4類型あり、そのうちの幼保連携型認定こども園は、学校としての位置づけと、児童福祉施設の位置づけを法律上持つということで類型化されたものである。

一方で、保育所型や幼稚園型の認定こども園も制度としては設けられている。

幼保連携型認定こども園については、幼稚園と保育園の両方の基準の基本的に高い方を採用するという一方で、両方の機能を付与するものということで制度化されており、園庭については、幼稚園の基準と同等のものを適用するという形になっている。

一方、保育所型の認定こども園であれば、幼稚園と同じような園庭の基準という規制はないため、幼稚園と同等の園庭面積基準を求められることはないこども園の類型もある。そういう意味では、移転をしなくても、認定こども園として運営することが可能な仕組みとはなっており、様々なニーズに対応できるような認定こども園制度になっているということも、御理解いただきたい。

(高橋部会長) 事務局に聞くが、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行することを前提とした提案であったと認識しているがどうか。

(末永参事官) 然り。現行で幼稚園である施設が幼保連携型認定こども園に移行するときに支障があるという提案である。

(高橋部会長) もともと幼稚園であるのに、保育所型認定こども園に移行しろということなのか。

(内閣府) 制度上は、幼稚園であっても保育所型の認定こども園になることはできる。

(高橋部会長) もともと幼稚園だったものを、あえて保育所型に衣替えしろというのは無理な話である。そもそもの幼稚園の基準の、大綱的であり柔軟な基準であるという性格を踏まえて、幼稚園の基準を引き継いだ幼保連携型認定こども園の基準についても、支障がない範囲で柔軟化を検討いただきたいという話である。

(内閣府) 保育所型の認定こども園に幼稚園から移行するという事例が全くないわけではない。

(高橋部会長) 事業者の経営判断であえてそういう選択をする場合もあるかもしれないが、制度により、幼保連携型の認定こども園に移行したいという経営判断が妨げられている点が問題だと指摘している。

(文部科学省) 提案団体は、今の時点で、認定こども園への移行についてまだ具体的な設計等の段階にはないということだが、幼稚園においても、一定程度大規模な建替えを行うときに、一時的に園庭が足りない状況になってしまうということはやむを得ないかと思っている。個別に問い合わせがあった場合には、計画を明確にした上で一定期間は柔軟な取扱いにすることも認めている。

(高橋部会長) 既に柔軟な対応をさせていただいているのか。

(文部科学省) 幼稚園は、問い合わせがあるとそのような対応をしている。

(内閣府) 一時的な不足の場合でよかったか。

(文部科学省) 然り。認定こども園については新しくできた仕組みであるため、恐らくそういったケースがまだなかったのかもしれないが、柔軟な取扱いができるということをはっきりと通知等で周知するという事も検討していきたいと内閣府で考えておられると理解している。

(大橋部会長代理) 認定こども園については、第2次回答でも1行目で「学校教育を行う施設であり」という記述があり、今までずっとそれを主張してこられた。だが、その基準が、実は閣議決定でも省令でも柔軟なものであると判明したら、今度は、保育所の従うべき基準を持ち出して柔軟な対応を否定するというのは、一貫しておらず回答として混乱しているのではないか。

幼保連携型認定こども園が学校教育を行う施設であるということであれば、幼稚園の基準は通知において条件はついてはいるが弾力的なものとされているのであるから、一般の法律の解釈からみても、この幼保連携型認定こども園の基準は硬直的に過ぎるのではないか。そこは、幼稚園並みに考えていただきたいということで、お願いしている。今、認定こども園の園庭について屋上の活用や一時的な対応といった話が出ており、これはもちろん受け入れるとしても、そもそもの基準の考え方について、地域的な実情や施設の置かれた状況を踏まえて提案団体が訴えていることを受けとめることができる弾力的な取扱いをしていただくことが、この省令や通知との関連でも必要なのではないかというのが、素朴な疑問である。

(文部科学省) 補足して説明をさせていただくと、平成25年に文科省から出している設置基準の趣旨についての通知は、特別な事情があって教育上支障がない等の場合については弾力的に取扱うということになっており、教育上支障がないかどうか、弾力的に扱えるかどうかの判断の根本になっている。

よって、平成25年に協議して出した通知の中においても、幼稚園の面積基準については弾力的であるという話にはなっていない。ほかの部分では、条文上、保育室と遊戯室、職員室と保健室は兼用してよいとしている。また、条文上の話ではないが、幼稚園でもお寺や教会などが母体になっているところがあり、お寺の区域などを教育活動に使うということも柔軟に取り扱っている。ただし、例えば、今日はお客さんがいないからたまたま使えるなどという状況では、その区域は幼稚園のものとしてのカウントはできないなど、教育活動の場として確実に使えるものであるということであればお寺の区域でも幼稚園として使用してよいといった対応を行っている。文科省としても、平成25年の通知でも、やはり園庭については教育上支障が生じ得るところで、そこまでの弾力化はしていないというのが実情である。

(大橋部会長代理) 設置基準は、学校教育法3条の委任を受けての規定であるため、やはり設置基準自体が、学校教育法3条の趣旨を踏まえるというのが大前提だと思う。学校教育法3条について閣議決定で柔軟化の趣旨が出ているのであれば、それをくみ取った省令なり省令の解釈になっていることが問われる。そうすると、今おっしゃったことは、閣議決定が示した柔軟化の趣旨からすると、やはり整理として厳し過ぎるのではないか。

(文部科学省) 先生がそういった感触を持たれているということは理解した。

一方で、平成25年の事務連絡を出す際にも、恐らく分権側の皆様とも協議をさせていただき、その当時まともになっている。それ以降、そこについて深く掘った議論をしていないわけであり、現時点においては、平成25年のときの考え方というものを我々としては説明させていただいたという次第である。

(高橋部会長) 教育上の支障を否定するつもりはなく、私なりに議論を受けとめさせていただく。しかしながら、幼保連携型認定こども園の設置基準が保育所の方の従うべき基準に引きずられているということについて、厚労省の側が、従うべき基準だということでもかなり固く考えているように思える。文科省の方は、幼稚園を今までも柔軟にしている。結局、幼保連携型認定こども園の設置基準が幼稚園・保育所の高い方の基準に合わせるということで、園庭は幼稚園の面積基準に合わせており幼稚園の面積基準は柔軟なのであるから、厚労省としても、柔軟な基準だと受けとめ、柔軟化できるところの限界を文科省とよく調整していただきたい。これは、お願いである。

教育上の支障については、提案団体も園庭を全部公園にしてほしいと言っているのではなく、部分的に足りないところについて、公園で代替できないかという話である。

繰り返しになるが、自分で基準の9割の園庭を持っている場合に、残りの1割について柔軟に対応できないのか、という話になっている。そこはカテゴリカルに駄目だという話ではなく、こういうことだったら可能なのではないかというところの柔軟化の条件といったものを、少し3府省で検討いただきたいが、そこはお願いできないか。

(文部科学省) また相談させていただく。あわせて、我々も実際に提案団体から園庭面積が足りない状況にあるという内容を聞き、まだプランが経っていないためはっきりはしないが、正直なところ、今の基準でも満たす子とができるのではないかと考えている。

(高橋部会長) 具体の提案だけではなく、その背景にいろんな経営者がいて、その経営者がいろいろ経営轉換したいときに、予見可能性を与えるという点では、個別的な話ではなくて、ここまでだったら柔軟化できるという、予見可能性を与える線引きをしていただきたいが、そこはいかがか。

(内閣府) これまでの話を伺って、論点が3つほどあるかと認識した。まず、幼保連携型認定こども園は、幼稚園の基準を援用することが原則になっているが、必ずしも平成25年の通知のときに幼稚園の園庭基準が緩和されたわけではないという認識であるため、それを前提とすれば、幼保連携型認定こども園も、基本的には園庭基準について緩和されていない状態で適用するということが原則になるのではないかとというのが、認定こども園の担当としての認識である。

一方、個別のケースの話ではないという部会長の御指摘は承知した上で申し上げるが、2歳児の特例や屋上についての特例などがあるため、既にある緩和措置でかなり基準を満たしていただけないかという思いはあり、それをぜひフルに活用していただきたい。

3点目としては、そうはいつでも一時的に面積基準を満たせないというケースについては、通知等でしっかりと明確化をしたうえで、既にある緩和措置を併せて活用していただくことで幼保連携型認定こども園に移行するということを検討いただけるのではないかと考えている。

(高橋部会長) 園庭基準が緩和されていないと言われたが、幼稚園設置基準はもともと緩和された基準であり、緩和された基準を新しい事態にどう合わせていくかという話だと思う。新しい事態の中で今回の提案が出ており、それが緩和された基準に当てはまるかどうか、そこをきちんと検討していただきたい。

(大橋部会長代理) 先ほど、通知や閣議決定のところは、弾力化のことだけ指摘したが、同時に閣議決定では大綱的な規定ということも言われており、それを受けた議論も必要かと考える。

また、今回、藤枝市などからは個別案件についての提案が出ているが、これに関連して全国知事会や市長会、町村会からも従うべき基準の見直しについての意見も出ているため、個別案件で何とかできるといった問題に限定してしまうのではなく、ここに提起されている問題について、正面から検討していただきたい。

(高橋部会長) 我々の思いは十分お伝えできたと思うので、今後はそれを踏まえて、事務局とよく調整していただきたい。これで十分な回答が出てこなければ、多分、来年また同じような提案が出てくると思われるので、そういった意味でもしっかり検討していただきたい。

(勢一構成員) 重ねてになるが、私のほうからもお願いをしたい。

法律にどう定めていて、その趣旨をどう汲んで、どのような基準が設けられていて、それがガイドラインも含めてどのように具体化されているかと、その全体像がきちんと示されていないと、実際の現場としては、ど

ここまで何を設計して考えていけばいいかという見通しが立たないと思う。

具体的な設計が明らかになった時点で個別に相談があれば、対応するといった運用をさせていただいているようで、それ自体は現場としては心強いと思うが、それが可視化されていかなければ、ほかの分野のほかの地域の人たちやほかの事業者の方たちが、何を基準として考えていけばいいかが分からない状態になる。

この提案も、追加共同提案団体がたくさん出されているが、実際に、幼保連携型の認定こども園の移行を希望したがそれが叶わなかったというような支障事例は、過去にもある。

そういう点でも現場の希望を叶える、経営者が長期的な地域の需要を見込んで、最も望ましい施設を造ることができる、そういったことを積極的に考えられるような基準と、内容、指針を示していただくというのが大前提だと思うので、その点はぜひ検討いただきたい。

(内閣府) 部会長からも検討の御指示をいただいたのでよく整理をしたいと思う。まず、平成25年の通知から来る幼稚園の面積基準をどう考え、そして認定こども園についてどう考えるかという整理をした上で、一時的な場合の取扱いなどを通知で明らかにするといったことは、引き続き検討を進めたい。委員からの御指摘を受けて、移行する際に活用できる緩和措置等がこれだけあるということを一覧できる形で改めて周知するという方法もありうるのではないかと感じたので、そういったことも含めて検討させていただきたい。

(高橋部会長) それでは、そういった形でご検討いただき、事務局と調整いただきたい。

<通番6：施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱの研修受講要件等の見直し（内閣府、文部科学省、厚生労働省）>

(高橋部会長) まず、研修受講要件の必須化年度の延期の検討についてであるが、調査というのは、どのような内容を予定しているのか。

(内閣府) 処遇改善等加算Ⅱについては、副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダー等、それぞれの対象者に応じた研修を受けていただくことになるが、その中で、調査により把握をしたいと思っているのは、現在、処遇改善加算Ⅱの対象となっている職員について、どの程度の職員の方が、研修受講が終わっているのか、複数分野の研修を要する専門リーダー等の方が、何分野まで受講が済んでいるのか、令和3年度末までに受講済みとなる対象者がどのぐらい見込まれるのか等について、自治体に調査をさせていただき、現状を把握し、必須化の開始年度の変更について、検討させていただきたい。

(高橋部会長) どのようなスケジュールで行う予定か。

(内閣府) スケジュール的には、できれば年末を目途に調査を行い、研修の進捗状況を把握した上で、令和3年度の早い時期に結論を出したい。なお、公定価格との関連もあるので、令和3年度の子ども・子育て会議において議論を行っていただいた上で、結論を出したいと思っており、通常、子ども・子育て会議の開催時期は、決まっているわけではなく、必要に応じて開催できるが、年度当初であれば、5月や6月に毎年開催をしているので、そのような時期を想定しながら、遅れることのないように準備を進めていきたい。

(高橋部会長) コロナ禍という事態による延期の話でもあるので、例年の開催時期に限らず、もう少し早く開催することも含めなるべく早く、令和3年度の当初には、結論を出していただければありがたい。

(内閣府) 子ども・子育て会議との兼ね合いもあるが、できる限りそのような趣旨も踏まえて、日程調整についても進めていきたい。

(高橋部会長) 会議との兼ね合いもあると思うが、研修を受ける側にとっては深刻な問題であるので、不安感を早く取り除いていただくためには、なるべく早く結論を出していただきたいと思う。調査についても、このような状況であるから、自治体の負担感ということも配慮しながら調査設計していただければありがたいか。

(内閣府) 御指摘いただいた自治体への負担の軽減やできるだけ早期の判断というスケジュール感をしっかり踏まえ、準備を進めたい。

(高橋部会長) 承知した。

次に、幼稚園におけるeラーニングの実施については、改めて機会を捉え周知を行うということでもいいか。

(文部科学省) 然り。

(高橋部会長) eラーニングの実施について、明確化する等の通知の改訂は考えていないのか。

(文部科学省) 現在、説明会等の機会が多々あるので、その機会をとらえて周知することを考えている。

それでも、十分な周知がされないということになれば、違う方法も考える必要があると思う。その際には、通知の改訂ということも選択肢になるのではないかと考える。

(高橋部会長) 承知した。

保育所に関するeラーニング研修の実施についても、同じような形で取り組んでいただけるようお願いできるか。

(厚生労働省) これまでも自治体の意見を聞く機会は多々あるので、その中でも十分周知していきたい。

(高橋部会長) 自治体に通知しても、研修を受ける側に行き渡らなければ意味が無いので、適切に行き渡るような形で、周知をお願いしたいがいかがか。

(厚生労働省) 承知した。検討する。

(高橋部会長) 次に、園内研修の確認事務の統一化、明確化についてはいかがか。保育所については、都道府県等が研修項目におけるシラバスの中で、研修時間を示せば、対応可能といった説明を先ほどされていたので、改めて判断基準や標準様式を示すということは、考えてはいないということか。

(厚生労働省) 研修の質、保育士等の専門性の向上を図る観点から、受講すべき項目や内容といったシラバスや、園内研修を受講する場合には1分野最大4時間短縮できるといったことを国のほうから示しているが、具体的な実施にあたっては、自治体の都合や園内研修の状況などを見て、自治体において、ある程度自由に決めていただくのが相応しいのではないかとということで、現在の内容により示している。

(高橋部会長) そうすると、国として園内研修による時間の短縮ができる研修項目についてだけ示せばいいということではないのか。

(厚生労働省) 分野ごとの研修項目をシラバスの中で示しており、例えば、食育アレルギーの分野であれば、こういった項目は必ず受講してくださいということをお願いしている。その各研修項目について何時間配分するかということは、研修を実施する側の自由度があったほうが良いと考える。1分野15時間以上は学ぶ必要があるということを示しているのであって、その内訳としての細かい時間配分については、自治体等の状況に応じて決めていただくべきと考える。

(高橋部会長) その研修項目のシラバスは、事務局に渡しているか。

(末永参事官) 後で提出をお願いする。

(高橋部会長) それでは、後で事務局に提出するようお願いする。

(厚生労働省) 承知した。

(高橋部会長) 次に、他県で行っている研修及び全国で行われている研修の取扱いについてであるが、まず、保育所において、受講した研修は、修了証を確認すれば、全国で通用できる仕組みになっているということか。

(厚生労働省) 然り。通知の中でもそのように示している。

(高橋部会長) 通知で既に示しているのか。

(厚生労働省) 保育士等キャリアアップ研修ガイドラインの中に、修了証の効力という項目があり、修了証は、研修の受講地以外の他の都道府県においても効力を有する旨を示している。

(高橋部会長) 研修を受ける側に行き渡っていないのかもしれない。自治体だけでなく受ける側に行き渡るような工夫をした周知を、ぜひお願いしたい。

あと、主に自治体に対することであると思うが、幼稚園に対して対応を検討している研修実施主体の認定状況の定期的な集約や認定自治体への情報提供について、幼稚園との並びで検討していただけないか。

(厚生労働省) 検討させていただく。

(高橋部会長) ぜひ、お願いする。

なお、幼稚園についても情報提供に関して、受講者に行き渡るよう工夫をいただきたい。

(文部科学省) そのような周知に努める。

(高橋部会長) 方法はいろいろあると思うので、ぜひ受講者をターゲットにした周知もお願いしたい。

次に、修了証の効果に関して、幼稚園については、保育所と制度が違って、加算認定自治体が適当と認める研修の実施事業者や事業所が発行する修了証についてはその加算認定自治体の中でしか通用しないという取り扱いになっているということではないか。

(文部科学省) 然り。

(高橋部会長) その旨を適切に周知していただかないと、自治体だけでなく研修の受講者も迷うと思うので、この取扱いの明確化や周知化について、お願いできるか。

(文部科学省) 検討する。

(高橋部会長) 検討だけでは困るがいかがか。

(文部科学省) 基本的には、ご指摘いただいた対応に取り組もうと考えている。

(高橋部会長) ぜひ、取り組んでいただくようお願いしたい。

最後に、キャリアアップ研修ガイドラインに定める研修分野の拡大についてであるが、具体的に検討し今年度中に周知するということであるが、具体的な内容や時期についてはいかがか。

(厚生労働省) 今年度中には、整理した形でお示ししたい。

(高橋部会長) どのような内容か。

(厚生労働省) キャリアアップ研修の中には、専門分野別研修とマネジメント研修があるが、保育士以外の職員の方も保育分野について詳しく学んでいただきたいという観点から、事務職員や調理師の方々も保育分野の研修が受けられるようになっていく。専門分野別研修の中には、食育アレルギー、乳児保育、幼児教育等があるが、保育士以外の方が受講する分野として、望ましいものを示すような形での周知を考えている。

(高橋部会長) ぜひとも明確な周知をお願いしたい。

事務局、何か補足はあるか。

(末永参事官) ありません。

(高橋部会長) では、今回の話を踏まえ、閣議決定の内容について事務局と調整いただければありがたい。

<通番2：保育所における保育室等の居室面積に関する基準の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) まず総括的な話で、2次回答では、小規模保育事業や家庭的保育事業で対応できる部分があるのではないかという話だが、そもそもそれもできないような自治体も結構あるわけで、やはり自治体の抱える事情は様々だと思う。提案団体は、小規模保育事業などの担い手が見つからず、また将来的には保育需要が見込まれない中で、大きな施設を造っても10年後、20年後に空きになるのではないかと懸念している。参酌すべき基準で地方に丸投げしろということでは必ずしもなくて、もう少し今の従うべき基準を見直して、例えば、大都市等の一部で導入されている標準の特例を広げる等、いろいろな方策について御検討をお願いできればと思うがそこはどうか。

(厚生労働省) この点については、内部でも議論をしており、単に保育の受け皿の確保だけではなく、保育士の働く環境等についてもいろいろと見直しをしているところだが、必ず言われることは、やはり質の確保である。ただ数があればいいということではなく、いろいろ事故も起こっており、そこはやはり量と質が両輪だろうということが国の姿勢である。その上で、今、部会長から御指摘があったように、大都市で一部緩和している事例があり、そこは大都市等の一部の地域に限って、待機児童解消までの一時的な措置として、待機児童数が100人を超えていて、かつ平均地価が3大都市圏の平均を超える、要するに土地の確保が難しい地域に限って、一時的措置として緩和をしている。こういった中でも、やはり質の確保ということは重要な観点として進めており、一律に参酌基準とすることは、なかなか難しいと考える。

(大橋部会長代理) 御説明の中で実態を把握していただけたという話があったが、予定調和とはいかない部分があるのでぜひお願いしたい。御説明では待機児童の発生に対する方策は面積基準の緩和だけではないということで、面積基準については全くヒアリングをしないように聞こえたが、面積基準について除外する必要は全くない。実態を見ていただいて、面積基準を課していることが小さな自治体にとっては待機児童の発生に結びついているということが実際に検証できれば、その部分に何か手当ができないかという検討も必要ではないか。受け皿の確保と保育の質の確保が車の両輪であることは分かるが、保育を必要とする人がサービスを一切受けられないということになると、それは保育の質以前の問題ではないか。そうした点に配慮して、大都市については一定の条件で緩めていただいたわけだが、これは大都市版の対応の仕方だと思う。一方で、小規模な自治体は地価以外のことに悩んでいるなど、大都市とは抱えている事情が異なる。大都市で緩和された実務について大阪市に話を聞くと、単に基準を緩めるのではなく独自に6つの要件を課すなど、質を担保するための努力を別途している。このように自治体も保育の質の確保ということについて、しっかりと独自の視点を持っている。保育の質を確保するためのアプローチは色々あるのではないか。例えば、ある基準を緩める代わりに別の要件を課すといった方策もありうるのではないか。ぜひそういう観点から実態調査をしていただき、色々な前提を置かずに、大阪市のような大都市とは異なり小規模な自治体においてどのような対応が可能なのかを検

討していただきたい。これが、この提案の根底にある要望だと思うので、そこをお考えいただきたい。

(厚生労働省) 確かに質ということよりもそもそも保育の受け皿となるべき場所がないということが、まず問題だという御指摘は承ったが、面積基準は最低基準として定められているものである。したがって、例えば、須坂市からの保育室やほふく室と廊下を一体的に利用してはどうかといった御提案については、廊下については人の往来等があるなど必ずしも安全な場所とは言えないことから、御提案のような方法で安全性の確保、質の確保ができていないというのは、ちょっと難しいのではないかと。ただし、御指摘のとおり、各自治体によって状況が違うことは、十分認識をしている。面積のことも含めて話を聞いてくれということであったが、面積については先ほど申し上げたように、子供が健やかに育つ最低基準ということで一応定まったものなので、それ以外の方法で何かお困りの事情が何なのかということをお伺いすることは、これからも続けてまいりたい。待機児童の解消が困難な地域においては、丁寧にヒアリングをしてまいりたい。

(高橋部会長) 今の話だが、面積についておおよそ検討する余地がないというように聞こえたが、大阪市は代替措置を一生懸命考えて、標準という形でやっても問題がないような運用をされている。それがなぜ他の自治体に認められないのかというのがよく分からない。10年ぐらい貴省と議論しているが、やはり質の確保には面積も重要だと思うが、それに加えて人員の問題や手当の問題、保護者との連携など、様々な要素によって総合的に質が決まっていくというのが私の昔からの持論。面積基準を3というのはよく分かるが、3ということについて、何か他のところで代替して、例えば、2.7ぐらいに緩和するといったことを考えられないのかとお願いしているわけだが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 平成23年の法改正、条例に委任されたタイミングで、面積基準については参酌基準にならなかったという経緯もあり、職員の配置と面積は最低基準として国で定めるという方針でこれまでできている。面積だけにこだわっているというより、面積基準の問題以外にどのような事情があるのかということをお伺いの上で、適宜いろいろと御相談しながら、これまでも政策を進めている。面積を排除するのかわれると、それはこれまでの経緯として、ほふく室などの面積は児童が健やかに育つための最低基準だと考えている。そういった観点で定まっているということをお伺いし、国の立場としては申し上げており、その上で、いろいろなヒアリングの機会で見聞等を聴き取るとともに、また社会状況も変わってくることもあろうかと思う。ただ、現時点においては、そういう法改正の経緯などを踏まえて、面積基準はとても重要なものであると考えているということをお伝えしている。

(大橋部会長代理) 長期的に見れば子供の数は減り、将来的には法令上の面積基準を満たすものと見込まれるにもかかわらず、現在は、一時的にニーズが増えたことで一時的に基準を満たさない状況にあり、この場合にも常に基準を満たそうとすると、建て増ししか手段がなく、一定の資本投下をしなければいけない。しかしながら、事業者として持続的な経営を考えたら、せつかく資本投下をしても、子供の減少により将来的には当該施設が不要になってしまうのであれば、やっつけられないという経営判断がある。貴省でもそのような長期的な時間軸の問題については把握されていると思う。そういうことを念頭に置いた上で、大都市について一時的という形で認めていただけたのであれば、単に面積だけ下げろというのは余りにも無責任なので、補完的な要件をつけていただいても結構だが、一時的な対応というのは取れないのか。そうしないと事業者は経営面できついのではないか。一時的に基準を下げると主務官庁としては関係者から怒られてしまうかもしれないが、厳しい事情は大都市も小規模自治体も同じであり、時間を限って、地域的な特異性という観点から、何か代替案を出すということではできないのか。

(厚生労働省) 主務官庁として怒られてしまうから言っているわけではないが、質の確保は量の確保の大前提である。いろいろな有識者からお話をいただく中で、子供が少なくなっていく状況で施設基準の緩和の議論をしていくことはどうなのかと言われることはあるが、全体で見れば、保育の受け皿はまだまだ拡充しなければいけない状況が続いている。自治体ごとに状況は違うとは思いますが、既にニーズを満たしているところもある一方で、マイナスになっているところもあるかもしれないので、なかなか一律に基準を緩和して問題ないという話にはもちろんならないし、そういったこともヒアリングなどで実態の状況を踏まえた中で、ほかの手段で補うことができないかということをお伺いし、よく御相談させていただきたい。

(高橋部会長) この分権のヒアリングで、何年前かに貴省がこの標準特例の延長を打ち切るのをやめていただいた。さらに、標準特例の要件である地価の要件を、三大都市圏の平均値まで緩和していただいた。だから面積基準そのものが聖域であるわけではなく、世の中の状況を踏まえて議論をしていただいているわけなので、調査の中で過去の経緯も踏まえて総合的に御検討いただきたい。

(厚生労働省) 先ほど家庭的保育や小規模保育の話をいただいたが、認定保育所以外のところでのやり方を御提案させていただいて今日がある。それでいろいろ御教示もいただいたのだと思う。そこだけを須坂市も言っているわけではないと思うので、もっと広く状況を踏まえてと考えているが、大前提としてそういう考え方で国がいるということは申し上げつつも、ヒアリングの中で何ができるかを考えていきたい。

(高橋部会長) ぜひそういう姿勢でヒアリングしていただきたい。御検討した後の中間総括みたいなものをどこかで出していきたいと思うが、それはいかが。

(厚生労働省) どういう形になるかは分からないが、ヒアリングをして、それに基づきどうことをするか考えるというのは、毎年毎年やっていることなので、面積基準についての答えが出せるかどうかというのは別に、ヒアリングした結果でどう改善ができるかというのは、毎年考えていきたいと思っているし、今回もそういう姿勢で臨みたい。

(高橋部会長) 承知した。事務局はそれでよいか。

(末永参事官) 然り。

(高橋部会長) 閣議決定の中身は、事務局とよく相談していただき、今のような方向が浮き彫りになるよう事務局と文言を調整していただきたい。

<通番7：保育士の就業状況等の届出の努力義務化（厚生労働省）>

(高橋部会長) 保育士・保育所支援センターの実態把握の進捗はどうか。

(厚生労働省) 今後、保育士・保育所支援センターに求職相談の実際の件数や紹介件数の状況等を照会したい。

(高橋部会長) スケジュール感はどうか。

(厚生労働省) 年内には調査を行い、実態を把握したい。今後のスケジュールについては、分権室と相談したい。

(大橋部会長代理) 今説明のあった実態把握というのは、保育士・保育所支援センターの状況を調べることかと思う。しかし、この施設に対する登録は任意であり、これを調べて出てきた数字をどう評価するかという問題がまず一つある。そして、この提案で提起されているのは、そういった任意のものを奨励するというのではなく、もう一段階取組を加速させて、義務とまでは言わないが努力義務という形で、登録を積極的に促進するようなことができないかということである。先ほど説明があったように、既に看護師や介護福祉士においては届出制度がある。他方、保育士については、保育所における人員充足が十分でないという実情がある。登録の積極的促進に向け、やれることは何でもやるという考えから、踏み込んだ施策を実施する余地があるのであれば、踏み込んだ形での実態調査をお願いしたい。任意の制度の現状把握のみをしても、出てくる成果は限られることが懸念されるので、よろしくお願いしたい。

(厚生労働省) まず、現状の仕組みがどの程度活用されているか、潜在保育士の数は大体分かっているので、潜在保育士の方々がどの程度保育士・保育所支援センターを使っているかということ把握したい。一方で、看護師等の場合には既に届出制度がある。この仕組みが導入されたことにより、どの程度人材確保に寄与しているのかということについても、他部局の話ではあるが、横並びで見ながら検討していきたい。

(高橋部会長) 他部局の例も参考にしていただき、調査の方向性やスケジュール、段取り、結論の表明の仕方等について、事務局とよく調整いただきたい。

<通番18：障害者割引制度における市町村の証明事務の見直し（総務省、厚生労働省、国土交通省）>

(厚生労働省) 厚生労働省といたしましては、総務省、国土交通省を通じて、日本放送協会、有料道路会社からの周知依頼を受け、都道府県等に対して通知を発出し、証明事務へ御協力をお願いしているところである。当該証明事務の廃止については、障害者の方にとって身近な福祉事務所において手続を行うことができなくなるなど、利便性が損なわれることが懸念されるから、慎重な検討が必要であると考えている。一方で、自治体における証明事務の事務負担の軽減は重要であると考えており、国土交通省及び総務省の事務負担の軽減策の検討について、連携を図って参りたいと考えている。

(国土交通省) 前回、この専門部会で、ICT 技術を活用すれば、申請者、地方公共団体双方にとって事務負担が軽減できるのではないかなど、様々な御意見をいただいた。ご意見を真摯に受けとめ、特に ICT 技術の活用について検討を進めてきた。一方で、社会資本整備審議会国土幹線道路部会においても、道路システムのデジタルト

ランスフォーメーションの推進について御議論をいただいている。先月の24日に、この国土幹線道路部会のほうから、マイナンバーカードとETCを連携させて利用者の利便性向上につなげるべきと御提言をいただいたところである。有料道路事業者と調整し、ICT技術を活用して申請手続をオンライン化するというので、抜本的な手続の省力化に向けて厚労省や関係省庁にも協力を得つつ、検討を進めていきたいと思っている。また、更新手続の際の申請書類の簡素化についても併せて検討したいと考えている。

(総務省) 今回、御提案いただいている内容は、免除申請に関する市町村の証明事務の廃止と、郵送による直接申請方式の制度化ということである。まず、1点目の自治体による市町村証明事務の廃止については、先ほど厚労省の説明にもあったが、厚生労働省主催で総務省同席のもと、障害者団体に対するヒアリングを実施させていただいたところである。その中で、現在、自治体で行っている証明事務を廃止することは直ちには難しいのではないかと、障害者の負担が増える、という御意見が大宗を占めたところである。したがって、今の時点で直ちに廃止ということは難しいのではないかと考えている。他方で、もう一点の提案、郵送による直接申請方式についてはNHKとも協議を行い、直接郵送方式を新たに導入するというので合意を得ているところである。したがって、できるだけ早い段階でこの郵送方式を導入したいと考えている。あわせて、前回のヒアリングの中で、免除が適用された後に行っております存否調査についても、何らか軽減措置を適用できないかという御指摘をいただいたところである。免除については全額免除と半額免除があり、全額免除については、市町村民税の非課税ということが要件となっていることから、現在と同様毎年度確認する必要があるため、引き続き毎年実施させていただきたい。他方で、半額免除については、重度の障害者であることと当該障害者が世帯主であることという2つの要件がある。特に自治体にとっては、後者の当該障害者が世帯主であることの証明事務がなかなか時間がかかっているということであるので、こちらについてはNHKとも協議を行った結果、現在2年に一度行っている世帯主であることの調査について、より長期化するというので、具体的な検討を進めているという状況である。

(高橋部会長) まず、国土交通省と厚生労働省にお聞きするが、検討の具体的なスケジュールはどのように考えているか。

(国土交通省) 有料道路事業者において、本格的な検討を開始した段階であり、まだ制度設計が具体的にできていない状況であるため、今の段階でいつまでということは申し上げられないが、できるだけ早く、2年とか3年といった時間をかけずに仕組みを固めたい。今の段階で、いつまでというお約束ができないことは、理解いただきたい。年末に閣議決定をする対応方針には目途を示せるように検討を進めたいと考えている。

(高橋部会長) 閣議決定に何らかの目途が書けるようにしていただきたい。

(国土交通省) そのような方向で進めたい。

(高橋部会長) ぜひ、お願いしたい。それから、書類の簡素化については、具体的にどのようなことになるか。これは、別にデジタル化という話ではないので、具体的な話をしていただければいいのではないかと思うが、いかがか。

(国土交通省) 更新手続の際に、例えば、登録した車両が変わっていない場合でも、現行では、その都度車検証等を提出いただいているが、それを求めないということを考えている。どの書類を省くのが一番いいのかというのは、まだ決定しているわけではないが、イメージとしては、状況が変わっていないものの再提出を廃止して合理化するということである。

(高橋部会長) 承知した。

(大橋部会長代理) 有料道路について、前回のヒアリングでは、JRとは異なり、不正防止の観点から確認しなくてはいけない情報があるということで、難しい問題があるのだということを確認した。確かにそこはハードルがあると思いつつも、ICT技術を積極的に活用いただいて、何か解決策がないかとお願いしていたところ、今回、こういう形で新しい制度を提案いただいたので、ぜひ積極的に検討いただきたい。これは申請手続のオンライン化を進めるほかに、さらに有料道路事業者で蓄積されている申請者の様々な情報を精査して、更新時にその情報に変更がなければ、添付書類を簡素化するとか、場合によっては、期間を少し長めに取るなどの工夫をするという理解でよいか。

(国土交通省) ICTを使ってマイナンバーカードとETCカードを連携させるということで、イメージとしては、申請のときに対面での申請を廃止してウェブで申請を行っていただく、その際にマイナポータルを利用して障害者情報を引き出して、この人はこういう障害だということ認定をするという手続にしたいと思っている。そういう意味では、マイナンバーカードを使う限りにおいては、福祉事務所で確認する作業が無くなるというイ

メージである。有効期間については、2年を3年に延ばすと、その間、もしお亡くなりになった場合に1年余計に不正に使う可能性が出てくるということで、慎重に検討しているという状況である。

(大橋部会長代理) 障害者手帳を利用して様々なサービスが受けられるところ、これまでの経緯で、厚労省から発出している依頼の通知一本で、そのサービスを利用するために必要な証明事務を福祉事務所に行かせていたのを、事業者が障害者割引制度を広い意味で自分たちのサービスだという形で捉えて、福祉事務所の証明事務を見直すといった取組が今回示された。厚労省のほうで、今までのやり方をこの機会に見直す必要はないのか、要するに通知一本で市区町村に事務を依頼するというやり方は前近代的であり、国土交通省からの説明にあったように、現代の技術を使って、より簡易で便利な方向性を示す事業者が出ているのであれば、ほかの事業者についても、それを参考にさせていただいて、割引サービス手続の底上げをするような場を作っていただいて、手帳にリンクするサービス全体について意見交換する場を設けることが必要ではないかと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 手帳制度そのものは、厚生労働省所掌の障害福祉サービスを利用するため等に作られている制度であるが、これをメルクマールに様々な事業者が利用されていると理解している。その全ての方々に対して、厚労省が音頭を取るというよりは、各障害者手帳をメルクマールに利用されている事業者において、まず、どのような対応をすべきかを考えていただく必要があるのではないかと考えている。例えば今回で言えば、有料道路事業者で利用されている場合に、こうしたら、障害者の方の負担が軽減されるのではないかと提案を頂いているので、それに対して真摯に協力できることは協力していくということになるのではないかと。障害者手帳についても、デジタル化を進めており、マイナポータル経由で障害者情報が広くAPI連携で取れるという形にしているので、そういう部分で、引き続き連携し、協力していきたい。

(大橋部会長代理) せっかく今回、国交省がこういう形で一歩踏み出して検討をされていく過程で、様々な知見を蓄積されると思うが、それを国交省だけにとどめておくのはもったいない。同じ事業者で苦勞されているところがあるのであれば、その橋渡しをするなど、今までとは違った形で展開するような余地というのはあるのではないかと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 当然、先ほど申し上げましたように、障害者手帳そのものは、障害者総合支援法等でも、障害福祉サービスを利用するため等に作られたものであり、これが各事業者の間で障害のメルクマールとして利用されているということである。具体的な各事業所の状況を承知しているわけではなく、厚生労働省の人手不足の問題もあり、幅広い形でどこまで対応できるか難しいところはあるが、いずれにしても事業者の方々から障害者手帳をメルクマールにこういうサービスについてこのようにしたいというお話があれば、私どもとして当然それに対してできることを考えさせていただく。障害者の方々の福祉、全体の生活の向上につながる話であり、我々としても必要な連携をしたい。

(大橋部会長代理) マンパワーの問題はあると思うので、悉皆で全部やれるとは思わないが、道路、鉄道、受信料など、普通の生活をしていく上で典型的であり、代表的なところについては、やはり意見交換、情報共有をしていただくということは必要ではないかなと考えるが、いかがか。

(厚生労働省) 例えば受信料について、ICT化されるという話であって、障害者情報と連携されるという話であるならば、当然、我々ができることは何なのかということも検討させていただくということになると思う。

(勢一構成員) 今回の提案の一番ベースにある考え方としては、本来は、法律や政令に基づいて自治体が行う事務は決まっており、それに応じて進めていくというのが大原則であるところで、これは憲法や地方自治法の要請でもあるが、今回の事務については、通知に基づいて進めて、自治体が協力ということで事務を行っているものになっている。やはりこの部分は協力とはいえ、それなりに事務の負担は発生しており、自治体としても、障害者、住民の方々の利便性という意味では協力をしないという選択肢はほぼ無いような状況になっている。現在の法律制度の考え方下では、こういうやり方は事務の在り方として望ましくなく、これは六団体からのヒアリングでも示されているところである。そういう点も踏まえて、体制としてどのような形で、今後、障害者の方々への支援の在り方を工夫していけるのかという部分については、1つの省だけで考えるのではなく、幅広く知見を共有し、できることを考えていく、そういう場を作っていくというのは1つ方法ではないかという趣旨である。実際に現場の負担を軽減していただくということも、もちろん重要だが、基本的な事務の在り方ということにも、ぜひ考慮していただいて、御検討いただければと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 地方自治法上、普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で、法律またはこれに基づく政令により処理することとされるものを処理するとなっておるということは、私どももよく承知している。そういう意味で、今の形が法律上どうなのかという御指摘について、真摯に受けとめたい。その上で、先

ほども総務省からも言及があったように、實際上、障害者の方々は多様な障害があり、知的障害、身体障害、精神障害があり、その中で、例えば身体障害でも、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由児と態様が非常に多様であるので、やはり身近な福祉事務所で手続をしていただくことにおいて、自治体に御協力いただくということ、障害者の皆様方が日々の生活を送られている中で望まれているということも、ぜひ御理解をいただきたい。そういう中で、今回、国交省からマイナンバーカードを使った形で御提案されているような新たな方策が出てくる中で、どれぐらい障害者の方がそれを利用されるかという、私どももよく注視しながら、今後また引き続きどういふ対応が必要なのかを考えて参りたい。

(大橋部会長代理) 身近な自治体とのことだが、合併により必ずしも本当に近いかどうか分からないところもある。様々な技術を使って選択肢として増やす分には問題ないと思う。こういう形で具体的に提案いただいて、数が増えているのであれば、そういう取り組みは、積極的にどんどん後押ししていくということは必要はないかと思う。身近な自治体でと、そこにとどまらせる必要は全然ないと思うが、いかがか。

(厚生労働省) そのとおりだと思う。ただ、例えば、デジタルデバイドの問題もあり、デジタルの世界に必ずしも得意ではない人というのがあるだろうという指摘がある。特に高齢者、障害者は、デジタルから取り残されるのではないかという議論も国会等でよくされている。そういうこと考えると、やはり、他の手段がどのように効果的なのかということも考えつつ、今の既存の制度はどうあるべきか、既存の通知がどうあるべきか、ということも考える必要がある。もちろん様々な選択肢が出てくるというのは非常に重要だと思う。オンラインでできることによって、福祉事務所よりもオンラインのほうが近いと、そのとおりだと思う。ただ、例えば、今、住民票をコンビニで取れるようになってきているが、実際に多くの方がコンビニで取っているかという、実は遠くの市役所に行って取っている方もかなりいらっしゃる。様々な手段でというのは、非常にいいことで、そういう中で全体をどう考えるかということ、我々としてはきちんと注視しながら、御指摘のような点も踏まえつつ、今後検討を考えさせていただくべき話ではないかと思う。

(高橋部会長) その御検討の際に、ぜひ市町村と障害者の団体の方に話を聞いて頂きたい。現にどんな障害者の方がサービスを受けているのかという実情を把握するとともに、それが市町村にどのぐらいの負担があって、社会変化の中で効率化できる部分があるかどうかというのは、当事者から話を引き出させていただくということが重要だと思う。よって、頻繁に開かずとも、年に一回等、そのような場をもつていただくと、市町村の効率化、それから、様々な選択肢の提供につながるのではないかということをお願いしているが、そこは、いかがか。

(厚生労働省) 今回ヒアリングをさせていただいても、例えば、NHKもオンライン申請をしていただくべきではないかといった御意見も伺っている。そういう御意見を伺っている中で、それはNHKに御検討いただく必要があると思っており、そのようなご意見を真摯に御検討いただくのであれば、我々として御協力できることは御協力していくという話だと思う。昨日も申し上げたように、障害者の関係の審議会を持っており、そこで様々な御要望いただくことがあり、当然そういう御要望については、関係するところに、当然連絡するので、そういった部会のほうで定期的に御意見を伺うことは、可能だと思っている。

(高橋部会長) 審議会等できちんとそういう場を定期的に、議事の中に取り入れていただくということか。

(厚生労働省) 障害者部会という形がいいのか、別途、別の場を設けるかというのがいいのかはあるが、定期的に必要に応じて意見を聞く場を設けるということは、やぶさかではない。

(高橋部会長) では、意見を聞く場を設けるということで、よろしく願います。それでは、次にNHKということになるかと思うが、毎年非課税要件を確認しないといけないのか。

(総務省) 全額免除の要件になっており、毎年、非課税となっているかどうかは変わり得るところであるため、そこは確認をさせていただきたいということである。

(高橋部会長) 現行では、毎年非課税であるという要件をNHKとして設けているということか。

(総務省) 然り。

(高橋部会長) 過去2年の中で非課税と認めてもらえば、2年に1回の確認でもいいのではないか。

(総務省) 非課税ではない時期があるとすると、その期間については免除の対象から外れることになるため、事後精算というような問題が出てくる可能性もあるかと思う。

(高橋部会長) その実態要件そのものを緩和するということがどうかという話である。

(総務省) 放送法の中で、受信料は公平負担の原則という大原則があり、その中で受信料を免除する場合について、ごく例外的に、法律に基づいて、どういう場合に免除するのかという点については、総務大臣認可の下で

厳格に定めている。御指摘のように免除要件を緩和するという議論は、あり得ると思うが、安易に緩和するという点については問題があるかと思う。

(高橋部会長) 安易には言っていない。そういうこともあり得るのではないかという話をしている。

(総務省) 可能性としては、あると思う。

(高橋部会長) 毎年確認するのは大変という自治体の声もあることから、ある年度で非課税となり、次の年度で状況が変わることは、例外的な話なので、そこは、過去2年の間に免除してもらうことも十分検討の余地はあるのではないかというお願いである。

(総務省) 承知した。

(高橋部会長) 半額免除については、2年に1回を延ばす可能性があるということか。

(総務省) 半額免除については、要件が2つあり、1つは重度の障害者であること、それから、もう1つが、当該障害者が世帯主であることであり、後者の世帯主であることについては、2年に1回をもっと延ばせるのではないかということで、検討を進めている。

(高橋部会長) 実態の話に踏み込むのはどうかと思うが、世帯主であることが要件とされる理由は何か。受信料が世帯主義だからか。

(総務省) 受信料を免除している趣旨は、家計が大変な方について、受信料を軽減するという考え方である。半額免除については、重度の障害を負われている方が世帯主であるということは、世帯収入として一般に比べると若干低くなるのではないかという可能性を考慮して、要件を設けているということである。

(高橋部会長) 実態要件に踏み込んで話すのは、はばかれるところもあるが、重度とは何級か。

(総務省) 身体障害者であれば1級または2級である。

(高橋部会長) 私は東京都の行政不服審査会で、障害等級認定の不服申立てを毎月のように受けているのだが、2級は重い障害である。そういう方を世帯に持っている方の負担は極めて重いが、世帯主が障害者の方でなければいけないのか。

(総務省) そこは、免除要件の議論の話になってくるので、別途の議論になるかと思う。

(高橋部会長) 実態に踏み込むのは、はばかれるが、市町村の負担等を考えれば、もう少しその負担軽減という観点からも、2級が重い障害であるということも踏まえ、その実態要件も少し議論していただきたい。議論するとなるとどういう場で議論をしていただくということになるのか。

(総務省) 今直ちには思いつかないが、基本的には、どのような方に免除するかNHKが考え方を取りまとめて、総務大臣に対して認可申請するという形になっている。今日いただいた御指摘については、持ち帰り、NHKに伝えた上で、どのような形で検討できるのか、相談してみたいと思う。

(高橋部会長) 承知した。次に、世帯主要件の確認期間の長期化については、NHKと現在調整中ということか。

(総務省) 今回、御提案している、世帯主要件の確認の期間の長期化については、現在、NHKと話をしている。

(高橋部会長) それは、近々に方向性が出るということか。

(総務省) 然り。

(高橋部会長) 承知した。

(大橋部会長代理) 追加共同提案団体からの意見に基づいて、NHKの関係のことをお聞きしたい。世帯を単位とするという場合に、一般的に住民票上の世帯ではなくて、同一住居に居住するもの全員を同じ世帯とみなすという、独自の取扱いをされているようで、その取扱いに合わせて行政の側で確認しなければならず、地方公共団体から大変だという意見が出ているが、これについては、どうお考えか。

(総務省) 初めて伺う話であるため、明確にお答えすることはできないが、実態から申し上げると、同一住居に居住して、同一生計にある方を1つの単位として受信料の徴収の単位としているということである。今、お答えした話が、具体的にどうなのか、持ち帰った上で、もう一度検討させていただきたいと思う。

(大橋部会長代理) こういう事務の独自性というようなものは控えて、そろえてやっていただいたほうがいいのかなという気がするので、確認いただきたい。

(総務省) 自治体の事務もさることながら、受信料をどういう徴収単位で取るかというのは、放送法全体、NHKの受信料の体系の根幹に関わる部分であるので、そことの関係性を見ながらの議論になるかと思う。

(大橋部会長代理) その確認を市町村にやらせるということであれば、お互いそれぞれ配慮する部分が必要なのかなという気がする。

(総務省) 免除申請を行う窓口については、自治体とNHKとの選択制になっているので、自治体に必ずしも全ての

事務を負わせるということではなく、そこについては、選択肢の1つということかと思う。
(高橋部会長)では、今、お願いした方向で、更に御検討をいただき、最終的に閣議決定にどのように反映するのか、事務局とよく御相談いただきたい。

＜通番 37：法律等に基づく計画策定に係る義務付け（実質的な義務付けを含む）の見直し（内閣府、法務省、厚生労働省）＞

(高橋部会長) たくさんの御担当に来ていただいております、かつ、かなりバリエーションもあるので、総論的なことをまず申し上げ、それを踏まえて、個別の計画について議論させていただきたい。

(大橋部会長代理) 今回様々な計画について御検討いただいて、かなり柔軟な取扱いを認めていただいたことはよく分かった。似た計画策定は一緒にやってもよいとか、期間については自由にどうぞとか、公表の方式は構わないとか、一体策定はどうぞと、いろいろ認めていただいたので、その行政レベルでの自由度は高まったと思う。その反面、この提案が出ている基礎は、現在、様々な分野では既に計画はあり、自治体も自分の計画を持っているところに、屋上屋を重ねるように、新しい法律ができる度に必ず計画事項があり、必ず計画を策定させられ、同じ内容のものがどんどん積み重なるのが現状で、それを束ねてもよいと言われても、増加の状況が収まる気配がないといったことにある。策定が努力義務とされている計画等については、今までの地方分権の議論でも義務付けの範囲に入れてこなかったため、歯止めが利かないまま、とどまるところを知らず、今のような計画国家現象を生んでいる。

運用面での改正の方向はお示しいただいたが、法律のレベルで計画を統合いただくなど、法律レベルで問題解決していただくという視点が出ていない気がする。それがないと、これからもこの問題はずっと続くため、立法のスタイルというか原則のレベルで考え直すような御検討はしていただけなかった。この点は、今日聞いていて、スルーされてしまったような気がする。前回、それに似たことは申し上げたのだが、そのところの言及がなかったため、少し物足りなさを感じたところである。

(高橋部会長) これについて、御回答を一つ一つお聞きすると、またそれで時間がかかってしまので、我々の基本的な問題意識はそうだとすること。

努力義務といっても、真面目な自治体は作るの、市町村も含め、全部作るとどのぐらいのキャパが要るのかを想像して、相互に関連し合うところはそれなりの配慮をもって相互調整する。新しいものが割り込む際には、既存のものと調整して、既存のものを、少し粗くする、緩くするなど、様々なことを将来的に考えていきたいというのが、我々の問題意識である。

もう一つ周知の仕方だが、先ほど最後に法務省が感銘深いことをおっしゃり、手引にこれまで書いてあるということなのだが、手引きの頭のところに、きちんと分かるように、努力義務とは必ずしも義務付けるものではないとか、ほかと統合可能であるとか、さらには、策定の時期についても比較的緩やかに認められるものであると書いていただきたい。

場合によっては、障害児福祉計画など積上方式のものは異なると思うが、そういったものでない限りは、期間などは緩やかなものだと、手引きを改定してきちんと冒頭に書いていただくことをお願いする。それは極めて重要なことではないかと思ったので、そこはお願いしたい。これが総論的なことである。

その上で、最初からお話を頂戴したい。

まず、DV 法だが、どの範囲までを計画という形式で定めるかも一定の裁量があるということだが、これだと、なかなか判断しにくいところがある。連携会議の中に、計画事項について触れている内容があれば、これは計画に定めたと考えてよろしいか。

(内閣府) 提案県がそういったことをおっしゃっているのは、私どもも聞いている。

ただ、我々は福島県に直接当たっては駄目と言われているため、具体的に連携会議の集約結果というものは何を指すのかについて、分権の事務局経由で聞いても、集約結果として考えられるものが福島県にもまだないということで、集約結果なら良いということはなかなか申し上げづらい。

ただ、法律上で基本計画に何を定めるべきかについては、先ほどの説明でも申し上げたが、基本的な方針、それから施策の実施内容に関する事項、その他重要事項を定めていただきたいとされており、かつ、それは私どもが作る基本方針に即して書いていただきたいとなっている。その中で、書きぶりについては、実際、精粗様々なところがあるため、今申し上げた肝のところを書いてあれば、それは計画と名乗っていただいて良いの

ではないかと考える。

ただ、提案のあった集約結果との関係で言えば、その集約結果の中身につき、提案者も具体的な案がないということであるため、申し訳ないが、このような抽象的な答えになる。

(高橋部会長) 事務局に確認したいのだが、そういうことなのか。

(末永参事官) 直接当たっては駄目と言った、言わないという話は分からないが、連携会議の集約結果をもって計画にできないかという話は、提案団体がアイデアとして持っていらっしゃるものだが、現状、それが認められていないためやっていないというだけの話であって、そういったことが認められれば、そうやりたいというのが、提案団体の趣旨である。

(高橋部会長) 以上のことから、今申し上げたように、大綱に即した形で議論して、こういう意見で、こうなったということが計画に書いてあれば、大丈夫なのか。

(内閣府) 先ほど申し上げたような内容が含まれているのであれば、それは計画とみなして差し支えないと考える。

(末永参事官) ご指摘を踏まえれば、大綱的なことだけ計画で書いて、具体的なことは連携会議で決めるというような形もあり得ると思うが、いかがか。事務局からお聞きするのも申し訳ないが。

(内閣府) もちろん中身によるが、大綱的なところを計画に書いて、細目は別のところといったことは、あり得ると思う。

(大橋部会長代理) 本日お答えいただいた内容は、非常に重要な御指摘を含んでいると思う。先ほどのような問題関心でいくと、計画が山盛りになっている中で、結局、施策の基本的な取組方針とか、そういう方向性を示すことが、計画に最も求められる機能だと言っていた。そうすると、ここで求められている計画は、基本事項を定めるということの内容とした要請だと、今のやり取りでも確認できたと思う。そうだとすると、どの範囲までを計画で定めるかは裁量だと、こういう言い方をされるよりは、むしろこの趣旨を明確化するために、「基本事項は計画で定めていただきたいが、それ以外については、自治体の自由な取組でできる」という形で、要請の中身を言い換えて周知いただくと、現場は動きやすいのではないかという印象を持ったがいかがか。

(内閣府) にわかにお答えしづらいのだが、そもそも、基本計画であることから、細々としたところまで書いてほしいと求めているものではない。これは、名称からしてそういうことだと思っている。

先ほど、先生がおっしゃったとおり、計画にしなくてはいけない、今後数年間こういうことを行っていくという目標があって、その中で、かつ沢山の当事者が連携しなくてはいけないことから、その相互の連携というか、どう皆が手を携えてDVに立ち向かっていくかを定めていただくことが、この計画の肝だと考えている。そうした基本的なところを書いていただきたいということである。

ただ、例えば、男女共同参画基本計画など、他の計画と一緒に策定している都道府県もあり、長期計画で、5年先のことまでを細々と書くということは、元々難しい面もあることから、基本的なことを書くということについては、恐らく、各都道府県で既にやっていたりしているものと認識している。ただ、お考え自体というか、基本的なところを定めるのが基本計画だということは、私どももそう考えている。

(高橋部会長) 対応方針にどのように書くかは、事務局と具体的に調整していきたい。問題意識は共有できたのではないかと思うので、その方向で、ぜひ御検討いただきたい。

計画策定のガイドラインのようなものはあるのか。

(内閣府) 法律上、関係大臣が、政策に関する基本的な方針を定めることになっており、都道府県はその基本方針に即して、基本計画を定めるという仕立てになっている。

(高橋部会長) 基本計画の策定に関するガイドラインのようなものは作っていないということか。

(内閣府) ガイドラインは作っていない。計画自体は、基本方針を見て既にすべての都道府県で作っていただいている。

(高橋部会長) 概説書のようなものもないのか。策定のための概説の文章もないのか。

(内閣府) 基本方針自体がコンメンタール的にかなり細かいところを書いており、それを基に計画として作っていただいている。計画を作るためのガイドラインのようなものはない。

(高橋部会長) 基本方針は、どこで定められているのか。

(内閣府) 形式的には告示だが、総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣が定めている。

(高橋部会長) 大臣告示か。

(内閣府) 告示としては、内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省の告示となる。

(高橋部会長) 改定は、政府部内で調整して告示で決められるのか。

(内閣府) 告示の改定自体はできる。

(高橋部会長) 手引きの改定と同じ形で、基本方針の中に、そういった趣旨を盛り込んでいただくことは、できないのか。

(内閣府) 基本事項だけ書けば良いという趣旨か。持ち帰って検討させていただきたい。

(高橋部会長) では、検討するように。

(末永参事官) 法律が施行された際や改正された際に、一般的には技術的助言として通知等を出されると思うので、そういった通知の活用等も含めて御検討いただければありがたい。

(高橋部会長) 事務局、そこはよく周知の手段を考えるように。

(末永参事官) 承知した。

(高橋部会長) 次に、児童福祉法における障害児福祉計画について。

一定項目についての福祉サービスの受給見込みを記した文章について、計画と代替できるということでもよしいか。量の積上げが重要なのであって、それが確実にされていけば、国の施策としては満足できるはずであり、そこだけ最低限しっかり積み上げてくれという話で、よしいか。

(厚生労働省) 積上げの部分は、当然していただく必要があるわけだが、その他の部分については、関係者の協議会を活用していただくということは、そのとおりなので、そういった形で事務負担の軽減を図っていただくことは、我々として、十分あり得るといえるか、進めていただいても構わない。

(高橋部会長) それを分かりやすく文章で書いていただき、周知していただけるか。

(厚生労働省) 事務連絡等で周知することは可能である。

(高橋部会長) 計画を策定しようとするときに最初に目に入るようにしていただくのがありがたいので、事務連絡ではなく、何か基本的なガイドライン等が望ましいがいかか。

(厚生労働省) 持ち帰って検討させていただく。

(高橋部会長) では、よろしく願います。事務局、よく調整するように。

障害児福祉計画については、積上げだから、3年に1度見直しが必要ということか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) 分かった。

次に、子ども・若者育成支援推進法における子ども・若者計画と子供の貧困対策の推進に関する法律における都道府県計画について

これは先ほどの冒頭の大橋代理のお話も含めてなのだが、法定計画の統合というのは難しいのか。子ども・若者育成支援推進大綱は、子供の貧困計画、行動計画、自立促進計画の大綱等と改定時期が1年ずれているようだがいかか。

(内閣府) 然り。

(高橋部会長) 例えば、子ども・若者大綱を、今度だけ4年で見直ししていただくことはできるのか。

(内閣府) 事実関係については部会長御指摘のとおり。子ども・若者計画については、大綱に基づいて各施策の方針が決められているわけだが、今、御指摘があったように、今年度末を目途に新しい大綱を策定し直すタイミングになっている。

大綱の見直しに関しては、今、有識者会議で見直しの方向性についても御議論いただいているので、見直しの時期というか、終期を5年から一時的に4年にすることについても、有識者会議の構成員の方々の意見等も聴取して検討する必要があると思われるので、直ちに結論を出すのは難しいと思うが、一旦持ち帰らせていただければと思う。

(高橋部会長) その有識者会議は、都道府県、市町村の代表者は入っていらっしゃるのか。

(内閣府) 自治体の長という立場の方は入っていない。

(高橋部会長) では、そこは、自治体の意見を吸い上げる場を必ず有識者会議の中で持っていただきたい。子ども・若者計画だけが計画の見直しの時期が1年ずれているということが自治体を相当苦しめていると思うので、そういう実情を訴える場をぜひ設けていただいて、それを踏まえて御検討いただきたい。

(大橋部会長代理) 子ども・若者計画とか、子供の貧困計画については、具体的に、本日お答えいただいたような裁量がある点については、文書で地方公共団体に周知いただくということでもよしいか。そのスケジュール

等を教えていただけるとありがたい。

(内閣府) 今年度中には行えるように準備をしていきたい。

(高橋部会長) さっき言ったような方式を、ぜひ御検討いただければと思う。この辺も事務局とよく御相談いただきたい。

次に次世代育成支援対策推進法における都道府県行動計画だが、これも次世代育成と子ども・子育て支援の一体的な策定を推奨しているということだが、これは法律レベルで統合することは、無理なのか。

(厚生労働省) そもそも次世代育成支援対策推進法は時限であり、一定の期間で消滅するので、子ども・子育て支援事業計画にすでに市町村計画は移っている、引き継がれているという形になる。

(高橋部会長) 時限はいつか。令和6年だったか。

(厚生労働省) 期間を延長しており、平成でいうところの37年まで延長している。

(高橋部会長) 令和6年度末まで延長したのか。

(厚生労働省) 1回延長をしている。

(高橋部会長) 再延長は、あり得ないのか。

(厚生労働省) それは、そのときの社会事情に応じてということだと思う。

(高橋部会長) そのときには、統合ということもあり得るのか。

(厚生労働省) ただ、次世代育成支援対策推進法における都道府県計画と、子ども・子育て支援事業計画の中身は重複しているが、一部、次世代育成支援対策推進法における都道府県計画だけに残っている部分があり、それが先ほど申し上げた次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、それから家庭における良質な住宅や住環境の確保、こういったところだけ次世代の計画に残っている。

そこが、時期が満了したときにどういう状況であるかということも踏まえての判断になるのではないかと思う。

(高橋部会長) そのときに、ぜひ計画の統合の可能性も御検討いただければありがたい。

(厚生労働省) 承知した。

(高橋部会長) そこは、お願いしたい。

5年よりも長い期間で構わないという御説明があり、かつ、柔軟な取扱いが可能である旨を地方公共団体に周知されると御説明があったのだが、条文上はどのように読むのか。御説明いただければありがたい。

(厚生労働省) 次世代法の第9条の中で、5年を一期として、その計画を策定することができるということができる規定になっているので、その時期を含めてできる規定だと解釈している。

(高橋部会長) では、そこを明文で書いていただくということでもよろしいか。時期も含めてできる規定であるという解釈を文書で示していただけるということでもよろしいか。

(厚生労働省) 然り。ただし、そこは自治体の方々には、いろいろな機会でお話する機会はあるので、十分御存じではないかと思うが、周知の方法は考えさせていただく。

(高橋部会長) いや、そこは各省横並びに、せっかく来ていただいているので、ぜひ横並びで措置をとっていただけるとありがたい。

(厚生労働省) 承知した。

(高橋部会長) よろしく願います。

では、次に、母子及び父子並びに寡婦福祉法における自立促進計画について。今回周知いただく内容については、通知の冒頭など分かりやすいところに記載して周知いただきたい。

(厚生労働省) 承知した。

(高橋部会長) では、そういう方向で願います。

次に、社会的養育推進計画だが、要するに、技術的な助言に基づく計画なので、自治体の裁量で対応すればよいという認識でよろしいか。

(厚生労働省) 然り。これまでの行動計画、自立促進計画と同様なのだが、ここは地域の実情を踏まえて着実に施策を推進する方法の1つとしてお示しをしているものなので、策定するか否かは自治体の裁量だと認識している。

(高橋部会長) それは、既に文書で出ているのか。

(厚生労働省) 計画の策定要領で示している。

(高橋部会長) いや、技術的な助言と書いているだけでは、自治体としては趣旨が分からない。自治事務につい

での通知は全て技術的な助言である。もっと明確に、社会的養育推進計画の策定は社会的養育に係る施策を推進するための一方策として示しているものであり、当該施策を進める上で社会的養育推進計画の策定の必要性については適切に御判断いただきたいといった趣旨を通知の頭等分かりやすい場所に書いていただきたい。

(厚生労働省) 策定要領の見直しなど今後も推進計画に関連して通知等を発出する機会はあると思うので、そこで検討させていただきたい。

(高橋部会長) では、そういう方向で願います。

次に地方再犯防止推進計画について。先ほど手引きの改定ということをお話ししていただいてありがたいと思っている。もっとも、再犯防止の取組を推進して、過去の取組だけ書いたのでは計画ではないとおっしゃったが、先ほどと同じで、計画には基本的に大綱を都道府県なりに、自治体なりに受け止めた中身を書いており、その後ろに細目として過去にこんなことをやってきて、それを頑張る、のように書いたら計画にならないか。

(法務省) 内容によるかと思う。私どもとしては、大綱的なものすら完全に計画がなく、例えば協議会なりを地方公共団体で開催していただいて、その積み重ねをもって計画と評価できるのかどうかを考えてみると、先ほど申し上げた、将来の効果という点に加えて、過去の地方公共団体における取組を、私どもがそれをもって計画として足りるか足りないかを判断するという、少しおかしなことになってしまわないかということを含めて、考えていたところである。

(高橋部会長) 表現ぶりはいろいろあると思うが、そこは事務局とよく相談していただいて自治体に分かるように、中身の書き方を工夫していただければありがたい。

(高橋部会長) 公表について、これは全くの私の問題意識なのだが、公表は確かに当たり前だと思う。作った以上は知らしめる。ただ、国がそれを使って、自治体はこんなことをやっているということを国民に知らしめる際に、これは計画を作っているからいい団体、これは作っていないからサボっている団体というような、国が公表規定を通じて、どうやって自治体を評価するかというときの評価の仕方が問題だと思う。やはり、そこは端的に事実だけを紹介していただいて、例えば、各自治体の計画のホームページへのリンクを貼るとか、そういう方向で国は自治体の計画策定状況をニュートラルに紹介していただかないと、自治体としては、この都道府県はこんな計画を作って、この都道府県は作っていないみたいなものが、一覧表で国のホームページで出されるとたまらないし、事実上の政策的な誘導になりかねない。国として事実を国民に知らせるためにホームページに掲載していただいても結構なのだが、やり方が問題だと思う。そういう意味では、あまり政策誘導にならないように、自治体の計画策定状況について紹介するときに、そういうことをぜひお考えいただきたい。それは、いかがか。順番に。

(内閣府) DV は、都道府県については義務なので、先ほどの話は若干当たらないと思うが、市町村は努力義務なので、そこは今の御指摘を踏まえて考えたい。

(高橋部会長) 障害児福祉計画は結構である。

(内閣府) 子ども・若者計画については、一覧というよりは、いい取組をしているところを好事例として紹介させていただく形を、今までのところでは取っている。

(高橋部会長) では、代表的な好事例だけ取り上げているということだな。分かった。

(内閣府) 子供の貧困計画だが、これまでのお話も踏まえて、公表の仕方は考えたい。

(高橋部会長) 分かった。

(厚生労働省) 次世代育成の行動計画等に関しては、この分野についてはいくつの自治体が策定しているといった統計情報として公表させていただいているので、自治体名が出るようなものではない。

社会的養育推進計画に関しては、当時の大臣の意向もあり、各自治体の取組を応援するという意味で、各自治体がどういうことをやっているというものはお示しをしている。必ずしも、いいとか悪いとかの評価を与えているものではないが、そういったところが一部技術的助言の中である。

(高橋部会長) 大臣もお替わりになったので、策定の時期から時間も経っているので、今から見てどうだということを見直していただければありがたい。

(法務省) 再犯防止計画の関係だが、こちらは当省のホームページで計画を定めていただいた都道府県、あるいは市区町村のリンクを貼るという方式でやらせていただいている。計画ではなくて、各自治体の御判断で条例に基づいた取組をされているところもあるので、それもリンクを貼る方式で御紹介させていただいている。

(高橋部会長) 分かった。

(大橋部会長代理) 先ほど話があった、子ども・子育て関係の子ども・若者計画とか子供の貧困計画について、計画の要考慮事項として大綱というのがあり、その大綱を勘案して計画を作るといったパターンは非常に多いと思うのだが、今回せっかく計画は自治体で統合して、うまくやっていただきたいと言っておきながら、準拠になる大綱が不ぞろいな時期に国から出てくると、結局、自治体での実務上の統合というのも難しくなる状況がある。今回、お示しいただいたような自治体レベルでの統合を促進いただく形で、いろいろしていただけるのだとすれば、計画の要考慮事項を示すものについても、一番いいのは最初から言っている法律上の統合だが、よしんばそれがうまくいかないとしても、そういう要考慮事項を示した大綱については、時期をそろえて出していただくことをしないと、計画の見直しも一定時期ごとに予定されているので、途中で五月雨式にいろいろ大綱が出てきたら、計画策定作業は安定しないと思う。そのところは、今後、実務で統合を取っていく上では、非常に重要なポイントかなと思うので、ぜひよろしく検討いただくようお願いする。

(高橋部会長) 大綱でバッティングしているというのは3つぐらい、よろしいか。引き続き、何とぞよろしくお願ひする。

<通番 14：国民健康保険資格の職権喪失処理に係る手続の見直し（内閣府、総務省、厚生労働省）>

(厚生労働省) 提案団体からはオンライン資格確認の情報を基に、一定のプロセスを経て職権資格喪失処理ができるのであれば、支障は解決されるとの見解が示されている。また、業務プロセスについてこれまでのように、資格が重複している被保険者に対し資格喪失の届出の勧奨通知を送付する必要があるのか、さらに、送付する場合には一定の期間を経ても届出がない場合、職権にて資格喪失処理を行うことが可能なのか、明確にして欲しいとの意見が出ているところである。

業務プロセスについては先日、月2回程度で医療保険者等向け中間サーバーが資格重複の有無のみを該当保険者に通知、保険者が医療保険者等向け中間サーバーに対し、資格重複状況結果一覧の要求、それを経て保険者に医療保険者等向け中間サーバーから資格重複状況結果一覧を提供するとの説明を行ったが、保険者から資格重複状況結果一覧の要求は不要との御指摘、並びに、目視及び処理しやすい形式で提供していただきたいとの御指摘を頂いている。

さらに、処理手続等について、早急に保険者に周知して欲しいということと、届出勧奨なしで職権による資格喪失が可能とすべきではないかとの御指摘も頂いている。

これらの指摘に対する回答としては、保険者から国民健康保険団体連合会が管轄する情報集約システムに対し要求が無くとも、重複があれば情報集約システム側から資格重複状況結果一覧を取得できるよう調整したいと考えている。

なお、資格重複状況結果一覧については、当面職権による資格喪失手続における事業所照会の代替手法としての利用を検討している。

オンライン資格確認稼働後に各医療保険者が登録する資格情報の状況を判断し、職権喪失に係る根拠となり得ると判断できた場合には、この結果一覧を基に職権を喪失することについても速やかに検討したい。

また、今後オンライン資格確認システムの安定的な稼働が確認できれば、この資格状況結果一覧を基に職権による資格喪失手続が行えるよう、取扱いの変更を検討している。

最後に、職権による資格喪失に係る届出勧奨についてだが、勧奨を行うことで半数の被保険者が届出を提出していることから一定の成果があるものとする。また勧奨を行わなければ国保と社保とで何度も相互間で移動する場合、対象者が分からないうちに自覚することなく無保険者状態になる場合もあり得るため、届出勧奨通知の送付は基本的に必要であると考えている。

(高橋部会長) 事務が大きく変わるため市町村側での対応が極めて重要だと思うが、市町村に対し早急に運用マニュアルで周知することは考えているか。

(厚生労働省) 運用を整理しできる限り早く周知したい。

(高橋部会長) オンライン資格確認システムの稼働はいつからか。

(厚生労働省) 来年3月からである。

(高橋部会長) 稼働まで時間がないため、早急に市町村に周知していただきたい。

(厚生労働省) できる限り早く周知するよう努める。

(高橋部会長) オンライン資格確認システムの稼働状況の評価はどの程度の期間で行う予定か。

(厚生労働省) 期間を決めていないがシステム自体だけでなく、全体としてトラブルがないか評価し判断する。

(高橋部会長) システムの運用テストは予定しているか。

(厚生労働省) 本格稼働前に運用テストを実施する予定である。

(高橋部会長) 本格的な運用は3月からか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) 3月1日からか。

(厚生労働省) 具体的な日付は確定していない。

(大橋部会長代理) 無保険状態の誘発を回避するため、職権による資格喪失に係る届出勧奨は必要とのことだが、システム稼働後も引き続き無保険状態を回避するための措置として届出勧奨を続けるのか。このような便利なシステムが構築されたにもかかわらず、市町村や被保険者に一定の負担が残るが、その負担と無保険状態回避という目的との間のバランスは長期間に渡って保たれるものなのか、それともこの対応策というのは当面必要だとしても将来的には見直しも考えられるのか。

(厚生労働省) 本人の届出が起点だと考えられるため、どこまでコストをかけるかという議論はあるかもしれないが、制度の基本哲学として本人から届出してもらうことは少なくとも現時点では必要であると思われる。

(高橋部会長) 市町村の負担軽減策は考えられないか。

(厚生労働省) 本人に自覚して届出をしていただくというところに、どこまで重きを置くかということとのバランスの問題だと思われる。

(大橋部会長代理) 本人の資格は本人が確認できる仕組みが完備されれば届出勧奨は不要にならないか。例えばマイナポータルで本人が確認すれば良いとはできないか。市町村や被保険者がコストを払い、届出勧奨の文書を送付する従来のアナログな方法を今後も続けるという見通しなのか。

(厚生労働省) 将来的に廃止ということは建て付けとしては当然あり得ると思うが、マイナポータルで確認するにも本人が確認しなければ分からない。病院の場合も保険証又はマイナンバーカードを持っていき、提示した際に保険者が変わっていることが分かるが、病院に行かなければ分からない。

そのため現在の基本的な仕組みとして、本人からの届出を起点としている。本人に自覚していただくという点で、現時点において届出勧奨は必要であると考えます。

しかし、将来に渡って届出勧奨の見直しを否定するものではないため、最終的には本人の自覚とコストとの比較衡量だと思われる。

(高橋部会長) これは健保に入った際に二重の問題が起きるということか。

(厚生労働省) 然り。国保から被用者保険に健保に入った際に、国保を抜けず健保にも入っているというのが典型だと思われる。

(高橋部会長) 無保険状態はどのような状態で起きるのか。

(厚生労働省) 被用者保険を辞めたが国保に入らない、あるいは転居したが転居先の国保に入らないというのが典型だと思う。

(高橋部会長) どのように国民健康保険の加入勧奨文書を出すのか。

(厚生労働省) 住所情報から国保の加入勧奨を行う。

(高橋部会長) そうするとこの話とは少し違うのではないか。

(厚生労働省) 今回の典型とは少し違う。よって無保険というか、今回の話で言えば、二重加入ということである。

(高橋部会長) 二重加入であれば、それは後から取り返せばいい。後から取り返しをすればいい話をこの国保の資格喪失届出勧奨をまだ残すというのは、ちょっとしっくりこないのではないか。

(厚生労働省) 二重加入となると保険料の還付や様々な債権債務が発生する。本人にきちんと自覚していただき、国保の資格喪失届を出していただくプロセスを経たほうがその後の事務処理が容易になる。

(高橋部会長) 健康保険に加入する場合に手続をと思うが、その際に国保の資格喪失届の提出を促す文書を被用者が読むような仕組みを作るのはどうか。それで届出勧奨と同じ効果は発生しないか。

(厚生労働省) 資格喪失届の提出の周知をどの程度実施するかは各被用者保険の判断となる。そういった意味では責任を持って届出を出すよう促すことができるのは、責任者たる国保の保険者だけだと思われる。

(高橋部会長) そのような機会を設けるのであれば、健保の届出様式の中で、国保の資格喪失の届出勧奨通知をすることと、一言入れていただければありがたい。市町村の負担は減る。

(厚生労働省) 実務がどうなっているかは詳細には分からないが、被用者保険サイドにおいても国保の資格喪失届出をきちんと行っているか、あるいは国保だけでなく他の企業で別の健保組合が協会けんぽに加入したりするため、他の保険に加入していなか勧奨することは、実務上必要だと思われる。

そのような意味では、保険者がそれぞれ個別にきちんと勧奨をしなければ、やはり正確性を保つことができないと思われる。結局はどこまで正確性を求めるか、最終的に責任を持ち処理するのは国保サイドになるため、本人がきちんと自覚し納得しているほうが、その後のプロセスが市町村としても容易になるはずだと考えられる。

(高橋部会長) 承知した。ただ、それをこのシステムが立ち上がったときに、そこまで行うのかという話は残るため事務局と議論していただければありがたい。

<通番 10：小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し（内閣府、総務省、厚生労働省）>

<通番 19：難病法による特定医療費の支給認定等の見直し（内閣府、総務省、厚生労働省）>

(厚生労働省) まず、難病の指定医療機関の指定の関係について説明させていただく。結論から申し上げますと、難病患者団体の代表、地方自治体の代表及び学識経験者といった方々がメンバーになっている厚生労働省の審議会がある。この秋から冬にかけて開催する方向で考えているので、そちらの中で、このメリットとデメリット両方を丁寧に説明させていただきながら、どのような対応ができるのか考えていきたい。

簡単に説明すると、この指定医療機関を患者さんごとに指定しているメリットについて、やはり、長期にわたって治療しなくてはいけない、しかも希少、数が少ない患者さんに対する治療になるので、できるだけ同じ医療機関で、長い期間で受診をいただいた方が、質が高い医療が受けられるのではないかと、そういったことがある。

また、資料を配付させていただいているが、災害時や救急時など、医療受給者証に受診している医療機関の名前が書いてあると、患者さんにもメリットがあるという面もある。一方で、専門部会構成員のご指摘なり地方自治体からの提案にもあるように、事務負担が大きいということも分かっているので、その辺りを含めて丁寧に説明させていただいた上で、審議会で議論、結論を得ていきたいと思っている。

2つ目の所得区分の保険者照会の関係について説明させていただく。こちらは難病と小児慢性疾病も同じ話になるが、令和3年3月からオンライン資格確認システムが始まり、こちらで医療機関の窓口で所得区分が確認できるようになる。全ての医療機関でこういうことができるようになれば、この所得区分の記載を無くすこともできるのではないかと考えているが、始まるのが令和3年3月ということと、どれぐらいのスピードで、どれぐらいの医療機関に普及していくのかということと、まだ見えないところもあるので、こちらの方法については、オンライン資格確認の運用開始後に検討する必要があると思っている。

何もやらないのでは、各自治体の業務の負担軽減につながらないと思っているので、別の方法で何か対応できないかということも考えたいと思っている。

それが、マイナンバーの情報連携を利用して、自治体が保険者に行う所得区分の確認作業ができないかということである。今は、都道府県が保険者に対して郵送で、所得区分照会して、保険者から都道府県に郵送でその答えが返ってくるという形だが、マイナンバー情報連携ができれば、その辺りの情報をシステム的に取ることが、物理的には、理屈の上では可能となる。

そういったことも念頭に置いて対応を考えなくてはならないが、その実現のためには、保険者なり自治体のシステム改修が必要となるので、予算的にどうなのか、具体的な事務フローはどうなるのか、そういったことを自治体、保険者が対応できるのか、このようなことも含めて、関係府省、各保険者の意見も踏まえながら検討していきたい。

(高橋部会長) それでは、管理番号 19 の難病の指定医療機関の指定の方から御議論いただきたい。

これは、例えば、今でも概括的に医療機関名を医療受給者証に書いている都道府県があるが、それで実務上問題が無いということであった。そうであれば、例えば、患者さんが自分で医療受給者証に医療機関名を書くことは認められないのか。

(厚生労働省) 幾つかアイデアとして、それも含めて検討させていただきたいが、思ったことは、御自身がきちんと指定医療機関ということを把握しているのかという点である。受診できる医療機関は、都道府県が指定した医療機関になるため。

- (高橋部会長) 指定難病について受診している人が、指定難病の指定を受けている医療機関であることを把握せず、受診することなどあり得るのか。
- (厚生労働省) 現状でも、医療受給者証に記載してあるにもかかわらず、指定医療機関以外の医療機関を受診して、当該医療機関から医療費の助成の申請が上がってくることはある。
- (高橋部会長) それは、例えば、風邪などの治療ではないのか。
- (厚生労働省) その場合、申請がそもそも通らない。
- (高橋部会長) 指定難病の治療に関する請求が出てきたということか。
- (厚生労働省) そのように思われる。レセプトなどが上がってくるため、それを止めているということだと思われる。
- (高橋部会長) どのぐらいの割合か。
- (厚生労働省) 確認していない。
- (高橋部会長) だが、全体の中で認めないという話にはならないと思われる。指定難病の方は、自分の身体のことを考えて指定難病を治すために、難病の指定医療機関以外の医療機関で、自分の指定難病を治そうと思わないのではないのか。
- (厚生労働省) 御指摘の通りかと思うので、その点も含めて審議会で御議論いただきたいと考えている。
- (高橋部会長) 非合理的な行動をとられる方も稀にいますが、それを前提に全体の制度設計を議論するというのは、やり過ぎだと思う。それは、余りにもパターンリスティックな運用だと思われるので、指定難病の患者さんとも、しっかり議論していただければありがたい。審議会では、地方公共団体の代表者もいるのか。
- (厚生労働省) 地方公共団体の代表者として、都道府県と政令市の方がいたと思う。難病の対策委員会であるので、難病の実施主体の地方公共団体の方は入っている。
- (高橋部会長) 承知した。
- 薬局も同じだと思うが、薬局も自分で記載すれば災害時などに役立ち、良いのではないかとと思われる。
- (厚生労働省) 御指摘については承知しており、医療機関といっても、病院もあれば訪問看護ステーションもあれば薬局もあって、一律、同じ対応が適当なのか、より個別記載の必要性が低いところもあるのではないかと、この論点として想定しているので、その辺りも含めて検討したい。
- (高橋部会長) 承知した。スケジュールはいかがか。
- (厚生労働省) スケジュールは、正直、コロナの関係があって完全に見通せていないが、年内には1回、2回は審議会を開きたいと考えている。これは思っているということであってできるということではないが、可能であればそれぐらいのスケジュール感でできないかなと考えている。
- (高橋部会長) 他にいかがか。
- (大橋部会長代理) 御検討いただく際に、現在、多くの都市がどのようなやり方をしているかということも、ぜひ検討の場に乗せていただきたい。
- 1次ヒアリングのときも少し話をしたが、地方公共団体の中で、医療受給者証に指定医療機関の名前を記載しているが、当該医療機関を含めて、他の指定医療機関も受診可能としているところが非常に多い。これは、先ほど説明があった、難病患者の方が通院している医療機関がどこなのかが分かるなど、災害時の目印にもなる。他方で、その方が受診しようと思えば、他の指定医療機関にも行くことができる。こういう形であれば、自治体の方も一々、書き換えとかというような事務負担からも免れることができる。このように、メリットを活かし、デメリットをうまく避けて、利便性の高いやり方を、既に現行の仕組みの中で地方公共団体が相当数実現しているという現状があるので、是非それを示しただいて、このようなやり方をもう少し広く知らしめるような形で、今回の提案というのを考えていただくことはできないのかと思うが、いかがか。
- (厚生労働省) 御指摘はよく分かるので、実情も踏まえて、かつ、実際にやっている地方公共団体で弊害があるのか、そういったことも含めて、当然、検討対象にしなくてははいけないと思う。審議会の開始のタイミングによっては、資料が十分集められるかという問題はありますが、頂いた視点は非常に重要な視点だと思うので、念頭に置きながら対応させていただきたい。
- (大橋部会長代理) 地方公共団体のホームページなどを御覧いただくと、今言ったような方法に変更した地方公共団体は便利になったというような形で、良いニュースとして扱っている。こうした現実が既にあるので、そういうことも、ぜひ、お含みいただきたい。
- (高橋部会長) 様々な選択肢があると思うので、現実の状況を踏まえていただきたい。審議会は、年内に1、2

再開催されるのか。

(厚生労働省) このためだけということではないが、難病及び小慢の制度については、今、制度全体の見直しの議論をやっていたが、コロナの関係でちょっとストップしてしまっている。しかし、その関係の議論もいずれのタイミングでやらなくてはいけないので、そういうことも念頭に置きながら、年内にできるだけ数回やりたいということで、考えている。

(高橋部会長) 承知した。ぜひ、そういうスケジュールで御検討いただければありがたい。

次に所得区分の話について議論してまいりたい。これは2通りあるが、先にマイナンバー情報連携について、情報連携により、何か難病及び小児慢性の関係で便利になることは無いか。所得区分の照会に係る手間を省く以外に効率化はされない、ということになるのか。

(厚生労働省) 申し訳ないが、今すぐ思い浮かぶものはない。

(高橋部会長) 情報連携については、費用対効果や導入時期等の問題を明らかにした上で、議論していただきたい。続いてオンライン資格確認等システムについて、来年3月の始動後、稼働状況を確認し、種々の課題について検討するとのことであったが、難病等において、システムが安定的に稼働すれば、活用するとの理解で良いか。

(厚生労働省) 仮定の質問に答えるのは難しいが、他のあらゆる制度がこのシステムを活用する状況になったときに、難病等の制度だけが活用しないとなると、その理由を明確に説明しなくてはならないと思うので、そういった理由の有無を見極めながら、対応を考えたい。システムの活用について十分な検討が行われていない現段階において、システムの活用について約束することは難しい。

(高橋部会長) 保険局に伺うが、保険局としては、各制度に活用されることを前提に考えているのではないか。

(厚生労働省) 所得区分については、オンライン資格確認の対象になっているので、確認できるようになる。

(高橋部会長) 保険局としてはそのような方針なので、健康局においても横並びの対応を行うのが、省内の事務調整として原則と考えるが、いかがか。

(厚生労働省) 保険局が各制度での運用を考えているのであれば、当然、その方針に沿った上で検討することになるが、実施に向けたネガティブチェックをしなくてはならないので、そういう意味で現時点において、必ず活用するとは言えないという趣旨である。

(高橋部会長) 正式に運用できるのであれば、活用するという理解でよいか。

(厚生労働省) 受け止め方はそれぞれだと思うが、他の制度が活用する中、難病と小児慢性の制度だけ理由なく活用しないことは、適切ではないと考える。

(高橋部会長) 承知した。所得区分の記載事務の廃止とマイナンバーの情報連携による確認事務の簡素化のどちらを先に実施するかについては、時期と費用対効果をよく考えていただいて、地方公共団体の意向を踏まえながら、一番良い方向で事務局とも相談し、決めていただきたい。なお、提案団体からはどのような意見が出ているのか。

(末永参事官) 提案団体からは、オンライン資格確認等システムを活用する方向で、所得区分の廃止をしてほしいとの意見が出ている。その上で、別の方法として限度額適用認定証の活用について意見が出ており、マイナンバー情報連携については言及されていなかったが、これまでの議論の中で新たな方法として見出されたと認識している。

(高橋部会長) 限度額適用認定証の活用については、代替手段との認識でよいか。

(末永参事官) 然り。マイナンバー情報連携の方が優先されると認識している。

(高橋部会長) 承知した。通番19番はいかがか。

(多田参事官) 通番19については、特定の手段によらなければならないというものがないため、最適な手段を選択していくということになると思う。

(高橋部会長) 承知した。それでは、本日の議論を踏まえ、事務局とも相談の上、閣議決定に向けて文言調整をしていただければありがたい。引き続き、よろしく願います。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)